

立候補予定者説明会を開催します！

寄居町議会議員一般選挙の立候補予定者を対象に、立候補届出の手続き等についての説明会を次のとおり行います。なお、会場の都合により、出席者は立候補予定者1人につき3人以内でお願いします。
日時／3月16日（水）午後1時30分～
場所／寄居町役場6階会議室



統一地方選挙のお知らせ

～投票は明日を築く第1歩!～

4月10日(日)は埼玉県議会議員一般選挙の投票日です!
4月24日(日)は寄居町議会議員一般選挙の投票日です!

問い合わせ／選挙管理委員会(☎581・2121内線181、182)へ。

今年は、4年に一度の統一地方選挙の年です。選挙の種類と主な日程は次のとおりです。

	埼玉県議会議員一般選挙(北第5区)	寄居町議会議員一般選挙
定数	3人	16人
選挙時登録の基準日	3月31日(木)	4月18日(月)
選挙期日の告示日	4月1日(金)	4月19日(火)
立候補の届出日・場所	4月1日(金)・深谷市役所3階大会議室	4月19日(火)・寄居町役場6階会議室
選挙期日(投票日)	4月10日(日)	4月24日(日)
投票時間	午前7時～午後8時	
期日前投票期間	4月2日(土)～9日(土)	4月20日(水)～23日(土)
時間・場所	午前8時30分～午後8時・寄居町役場1階101会議室	
投票できる方	日本国民で次の要件を満たす方は、町の選挙人名簿に登録され投票することができます。 ○平成3年4月11日までに生まれた方 ○平成22年12月31日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方 ○平成3年4月25日までに生まれた方 ○平成23年1月18日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方	
寄居町から転出した方	◎埼玉県外に転出した場合 →投票できません ◎埼玉県内の他市町村に転出した場合 ○新住所地の選挙人名簿に登録された場合 →新住所地で投票 ○新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合 →寄居町で投票 ただし、寄居町の選挙人名簿に登録されていない方および市町村を単位として2回以上住所を移転した方は投票できません。また、投票するためには、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)を提示する必要があります。 ※「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)は、転出先の市町村で無料交付されます。	
開票	いずれも即日開票で午後9時から、寄居町立総合体育館・アタゴ記念館で行います。	

入場券は郵送します

県議会議員選挙の投票所入場券は3月下旬に、町議会議員選挙の投票所入場券は4月中旬にそれぞれの世帯へ郵送します。1通の封書に4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、自分の入場券を切り取って、投票所にお持ちください。なお、6頁の「投票できる」要件を満たしている方で入場券が届かない方はお早めに選挙管理委員会まで申し出てください。また、入場券を紛失したときは、投票日に所定の投票所の受付に申し出ていただく。

こんなときは 期日前投票・不在者投票を!

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、当日仕事で投票所に行けない方、冠婚葬祭の主宰をする方、またはレジャーや買物などの私用で投票日に投票区内にいない方、もしくは病気やケガ・妊娠などの理由で歩行が困難な方など(選挙当日にこのような事由が見込まれる方)は、投票日前に期日前投票をすることができます。

期日前投票は、本人が期日前投票所へ出向いて投票してください(投票所入場券を持参してください)。なお、期日前投票所(役場1階101会議室)では、「宣誓書(兼請求書)」の記入が必要となります。

○指定病院などでの不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入

所中の方は、その施設で不在者投票をすることが出来ます。お早めに各施設にお問い合わせください。なお、告示の前でも投票用紙等の請求をすることが出来ます。

○滞在地での不在者投票

国内での長期出張などで投票日に投票所に行けない方は、滞在する最寄りの選挙管理委員会にて不在者投票をすることが出来ます。

投票の方法はまず、寄居町選挙管理委員会に直接、または郵送で投票用紙等を請求してください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って最寄りの選挙管理委員会へ投票してください。郵送には日数がかかりますので、請求はお早めにお願います。なお、告示の前でも投票用紙等の請求をすることが出来ます。

○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方が自宅等で投票することが出来る制度です。この制度は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が利用することが出来ます。

この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。証明書の交付を希望する方は、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。また、既に郵便等投票証明書をお持ちの方は、交付請求書に証明書を添えて選挙期日の4日前までに請求してください。期限を過ぎると郵便等による

転出先を問わず、投票できません

不在者投票はできませんのでご注意ください。

投票には次のような方法もあります!

代理投票

身体の障害などによって自分で文字を書くことができない方は、投票管理者に申し出てください。投票所の代理投票補助者が本人に代わって、本人が指示した候補者氏名を記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者に申し出てください。

投票速報をご利用ください!

投・開票速報はテレホンサービスをご利用ください(通話料金は通常と同じです。一部の携帯電話やPHSからは利用できません)。

次の番号に電話をかけるだけで、寄居町の投・開票状況を知ることができます。

投・開票速報の電話番号
01800・994・8008

実施時間

投票速報/それぞれの選挙当日の午前9時30分から
開票速報/それぞれの選挙当日の午後10時30分から、翌日の正午まで